

事 務 連 絡
令和2年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課
中 小 企 業 庁 事 業 環 境 部 取 引 課

臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている
学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（依頼）

この度、政府の要請を踏まえた全国一斉の学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が取りまとめられ、学校給食費に関する保護者の負担軽減や、学校給食事業者に対する支援策が盛り込まれたところで（別紙参照）。

臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮については、令和2年3月11日付け事務連絡「臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について」により依頼を行ったところですが、調理業務等受託者からは、契約書には「相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。」と記載があるにも関わらず、協議がなされないなどの事例もあるとの意見が届いております。特に、学校給食法第11条第1項、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第5条第1項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第5条第1項に基づき、学校の設置者が負担することとなっている「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの」に関する業務を委託している場合には、下記の事項に関する特段の御配慮についてお願い申し上げます。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、本件について周知くださるようお願いいたします。

記

学校の設置者は、政府の要請を踏まえた学校の臨時休業に伴い学校給食が休止となっている現状を踏まえ、その実情に応じて、受託事業者と十分協議されたいこと。その際、学校給食の安定的な実施を図る観点にも配慮されたい。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線 2694、2692）

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課
外食産業室

TEL：03-6744-7177

中小企業庁事業環境部取引課

TEL：03-3501-1669

学校臨時休業対策費補助金

令和元年度予算費 182億円



文部科学省

別紙

1. 学校給食費返還等事業

保護者負担軽減の観点から、原則3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費（食材費）の保護者への返還等について、政府から学校設置者に要請。
保護者への返還や食材のキャンセル費等により学校設置者の負担となる費用に対し、国が補助を行う。

【補助対象経費】

- 学校設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（学校設置者が当該食材を転売できた場合、売上金額分は除く）
- 事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（事業者が当該食材を転売できた場合、売上金額分は除く）
- その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等）

【補助割合】

公立：3/4 国庫補助、1/4 地方負担（うち8割は特別交付税措置）

国立：10/10 補助

私立：3/4 国庫補助（公立給食費平均額の3/4が上限）

※ 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）が対象

※ 学校給食費を無償化している場合も対象

2. 衛生管理改善事業

学校給食再開に向け、学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）が職員研修や設備等購入を行う際に係る経費を地方公共団体が支援する事業に対し、国が補助を行う。

【補助対象経費】

< 研修費 >

- 令和2年4月からの学校給食再開に向けた、新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための研修参加料、テキスト代（従業員3人以下の企業の場合は、研修開催のための会場借料費や業務代替人件費についても対象）

【従業員3人以下の企業の場合の限度額：22万円】

【従業員4人以上の企業の場合の限度額：5万円】

< 設備更新費 >

- 自動手洗消毒器などの衛生管理に必要な設備の更新に係る経費【限度額：45万円】

< 消耗品費 >

- エプロン、帽子（落髪防止用）、手袋、マスク、長靴（防滑性）、アルコール溶液、デジタル温度計（食品用防水センサー）、室内用温度計などの衛生関係消耗品の購入費【限度額：30万円】

【補助割合】

2/3 国庫補助、1/3 地方負担（うち8割は特別交付税措置）

事業の流れ

文部科学省

補助

全国学校給食会連合会
各都道府県学校給食会

補助①

学校設置者
（国・公・私）

学校給食費
の返還

保護者

食材にか
かる違約
金等

事業者

補助②

地方公共団体

・研修費
・設備更新費
・消耗品費
を支援

学校給食調理業者
（パン、米飯、めん等
の最終加工・納品業者
を含む）

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
新たな販路へのマッチング等促進対策

【令和元年度予備費 396百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、**実需者等とのマッチングや保管・配送料等の費用を支援**します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 販売サイト支援対策

学校向け未利用食品の新たな販売先とのマッチングを行うサイトを既存の販売サイトの中に増設、運営、周知する取組を支援するとともに、当該サイトでの販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

2. 地域における取組支援対策

地域において学校向け未利用食品の即売会の開催など新たな販売先を確保するためのマッチングを行う取組を支援するとともに、当該取組での販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

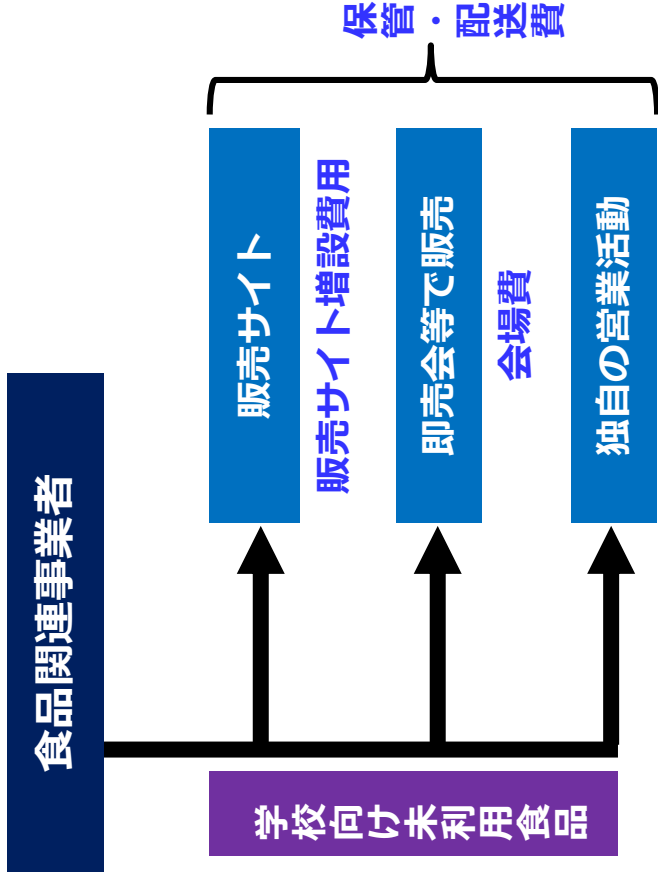
3. 事業者への配送料等への支援対策

学校向け未利用食品の新たな販売先を独自に確保した際の保管・配送経費を支援します。

＜事業の流れ＞



新たな販路へのマッチング支援



<定額>

<定額>

フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

【令和元年度予備費 298百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、**食品関連事業者等が、フードバンクに寄附する際に輸配送費や処理費を負担する場合や、再生利用（飼料化・肥料化等）する際に輸配送費を負担する場合に、その費用を支援します。**

＜事業の内容＞

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図①)

- ・車両の庸車により行うもの：定額（7,000円/トン以内）
- ・小口配送便等により行うもの：定額（70円/キログラム以内）

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図②)

- ・車両の庸車により行うもの：定額（7,000円/トン以内）
- 再生利用に係る処理費(右図③)
- ・定額（32円/キログラム以内）

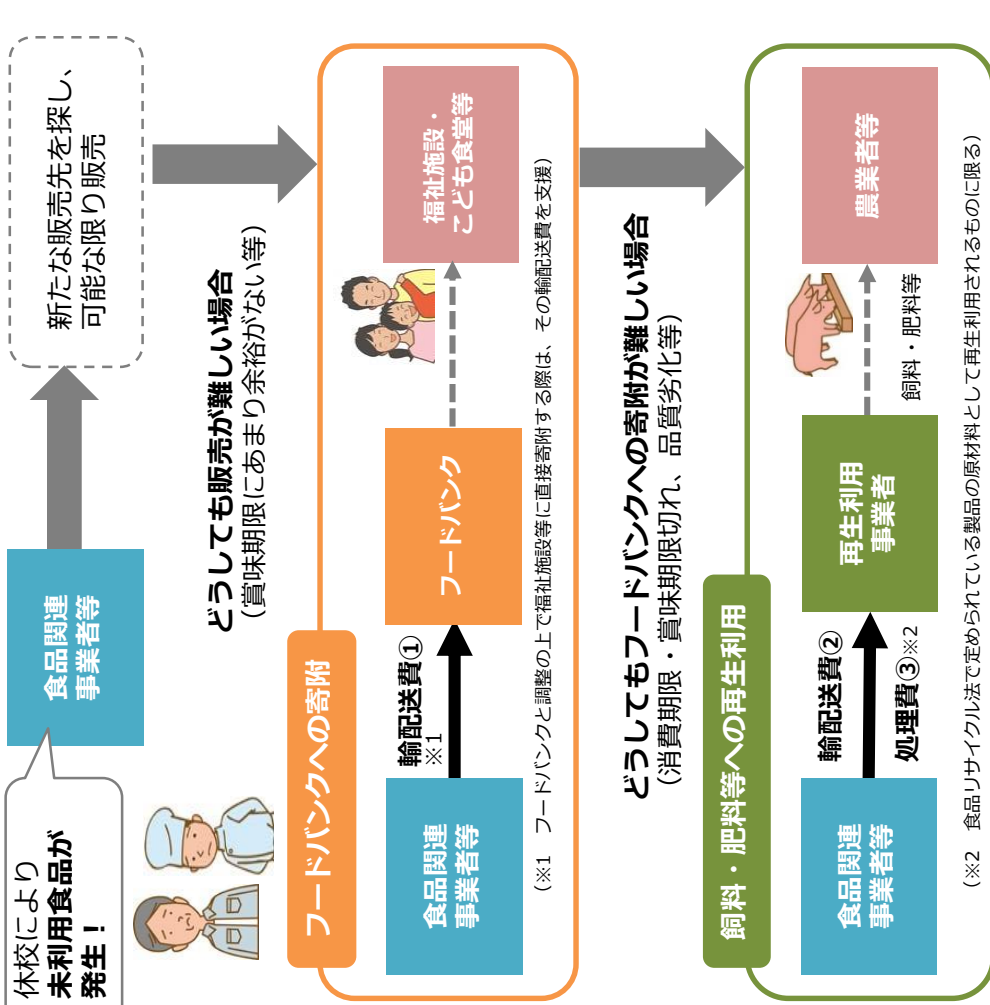
《両対策の主な要件》

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること（令和2年2月27日～3月31日の取組が対象）。
- ・需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



※1 フードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際は、その輸配送費を支援

※2 食品リサイクル法で定められている製品の原材料として再生利用されるものに限る